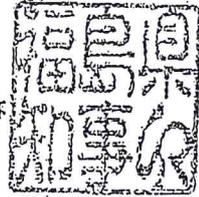


26原第95号
平成26年5月28日

関係都道府県知事 様

福島県知事



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について（依頼）

東日本大震災による当県被災者の救助については、多大なる御支援を賜り深く感謝申し上げます。

本県においては、現在、避難者が帰還できる生活環境の整備に向けた取組を鋭意進めておりますが、未だ時間を要する状況にあることから、平成25年4月2日付け復本第564号（復興庁統括官付参事官発）、社援総発0402第1号（厚生労働省社会・援護局総務課長発）、国住指第4827号（国土交通省住宅局建築指導課長発）「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」等を踏まえ、応急仮設住宅の供与期間を更に1年延長し、平成28年3月末日までとすることといたしました。

ついでには、本県下記市町村からの避難者に対する貴都道府県の応急仮設住宅の供与期間を1年延長していただくとともに、当面、平成28年3月末日を基本として供与期限を定めていただきますようお願いいたします。

また、契約等の関係上、供与期限を平成28年3月末日とすることが困難な場合には、貴都道府県の契約等に支障がない範囲で供与期限を定めていただきますようお願いいたします。

今回の供与期間延長に伴い必要となる追加的費用については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

なお、福島県内市町村へは別紙（写）のとおり通知済みであることを申し添えます。

記

延長する市町村（避難元）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

（事務担当 生活環境部避難者支援課 田中 電話024-523-4157）